

川越市広告付き番号案内表示等システム設置事業仕様書

この仕様書は、川越市市民課等の窓口における番号案内及び行政情報・民間企業等の広告を放映するモニター等の広告付き番号案内表示等システム（以下「システム等」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

1 設置場所及び導入機器

設置場所及び導入機器は、次の通りとし、詳細は協議の上決定するものとする。

設置場所	導入機器
① 市役所 本庁舎1階 市民課（窓口6業務、年金1業務） 川越市元町1丁目3番地1 令和6年度発券数=95,645件	番号札発券機 2台（複合・単体） 受付窓口呼出操作機 7台 受付番号表示パネル（ポール型） 7台 番号表示モニター 4台 広告用モニター（スタンド型） 4台
② 市役所 本庁舎2階 国民健康保険課（1業務） 高齢・障害医療課（2業務） 川越市元町1丁目3番地1 令和6年度発券数=12,079件	番号札発券機 1台（複合） 受付窓口呼出操作機 3台 受付番号表示パネル（ポール型） 3台 番号表示モニター 1台 広告用モニター（スタンド型） 1台
③ 高階市民センター（3業務） 川越市大字藤間27番地1 令和6年度発券数=〇〇,〇件	番号札発券機 2台（複合・単体） 受付窓口呼出操作機 3台 受付番号表示パネル（ポール型） 3台 番号表示モニター 1台 広告用モニター（壁掛け型） 1台
④ 川越市民サービスステーション 川越駅西口連絡所（4業務） 令和6年度発券数=96,133件 福祉総合相談窓口（5業務） 川越市脇田町	番号札発券機 2台（複合） 受付窓口呼出操作機 9台 受付番号表示パネル 9台 番号表示モニター 4台（キッズルーム含む） 広告用モニター（スタンド型） 3台
⑤ 市役所 本庁舎1階ロビー 広聴課 川越市元町1丁目3番地1	行事案内板 1台

2 設置期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

3 業務内容

- (1) システム等の設置又は移設（配線工事含む）・環境構築
- (2) 操作研修・操作マニュアルの作成
- (3) 契約期間におけるシステム等の保守
- (4) システム等の使用に係る消耗品の提供
- (5) システム等の経年劣化等に伴う新規機器への入替え及び契約終了による機器の撤去（原状回復含む）の対応
- (6) 広告主の募集、広告映像の作成・更新及び行政情報映像の作成・更新

4 費用負担

- (1) 「3 業務内容」に掲げる項目の実施に当っては、一切の費用を事業者が負担すること。
- (2) システム等に係る設置負担金（行政財産使用料）及び電気使用料等の経費（実費）を納付すること。

5 導入環境

- (1) システム等を安定的に利用できる環境を構築すること。
- (2) システム等の設置については、落下防止・転倒防止等の安全対策に十分配慮すること。
- (3) システム等の設置については、必要に応じて天井・壁の強度確保や電源の確保等も行い、必要があれば設置工事前の下見を行うこと。
- (4) システム等の設置に伴う作業については、事前調整のうえ、市が指定する日時に実施すること。

6 放映する広告等

- (1) 広告用モニターに放映する広告については、川越市広告掲載基準及び関係法令を遵守すること。
- (2) 市は、広告内容が川越市広告掲載基準等を満たさなくなったとき、又はその他広告放映することが適当でないとする事由が生じたときは、設置事業者に広告内容の修正又は削除を求めることができる。この場合において、広告の修正等に要する費用又は広告主に対する賠償の費用は、設置事業者の負担とする。
- (3) 市に対して、第三者から広告に関連して損害の請求がなされた場合は、設置事業者の

責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。

- (4) 販売期間等の期日の表示及び冠婚葬祭関係事業は、掲載しないこと。
- (5) 設置事業者は、広告作成後、放映前に市の審査を受けること。
- (6) 市は、行政情報を設置事業者に提供し、設置事業者は行政情報の作成を行うものとする。

7 維持管理等

- (1) 設置事業者は、システム等の維持管理及び運営方法について、適正に実施するよう努めなければならない。
- (2) 設置事業者は、市の責めに帰すべき事由によるもの以外で、システム等が破損、汚損、紛失等した場合は、設置事業者の費用と責任において、速やかに適切な措置を講ずること。

8 著作権等

- (1) 設置事業者は、本事業に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときはその使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (2) 本事業による画像データ等を、行政目的のために、市が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合において、設置事業者は、その掲載を承諾するとともに、広告主からの承諾を得るように努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害するおそれがある場合はこの限りではない。

9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、市と設置事業者が協議のうえ決定するものとする。
- (2) 設置事業者は、市と業務遂行上の打合せを行う事業者側の業務実施責任者を定め、市に書面（任意様式）にて通知すること。
- (3) 設置期間内であっても、庁舎内等における工事等により、やむを得ずシステム等の設置場所を変更又は事業を中止する場合がある。

【機器仕様書】

システム等は、次の機器類をもって構成するものとする。

来場者の手続内容（各種届出及び証明書申請等）に応じて番号札を発券し、担当窓口を設置されている呼出機で番号札に記載された番号を表示するとともに、音声案内により担当窓

口に来場者を誘導する機器

ア 番号札発券機

- ・市民課窓口等に設置し、複数業務に対応し、担当窓口ごとの通し番号及び呼び出し待ちの人数を表示できる機能を有していること。
- ・発券カードは、発券日付及び発券時間の印字が可能であること。
- ・画面表示、発券カード、呼び出し音声については、日本語、英語、中国語、韓国語に対応するものとする。

イ 受付番号表示パネル

- ・設置はポール式とし、簡単に移設できること。
- ・待ち時間によって音声アナウンス内容が自動的に変わる機能を有していること。

ウ 受付窓口呼出操作機

- ・同一番号を再呼出しできる機能を有していること。

エ 番号案内表示モニター

- ・モニターは、薄型で場所をとらないもので、原則としてモニターの表示部分は40インチ以上とし、画面表示サイズは協議の上決定すること。
- ・モニターの画面表示は、表示する番号の数に応じて4窓から最大10窓以上まで4段階以上の自動切替えができること。また、最大表示数を超えた場合は、最大表示画面とそれを超えた番号の表示画面を交互に表示する機能を有していること。
- ・番号表示と音声又はチャイムによる呼出を自動的に行うことができること。
- ・バーコードリーダーによる読み取り及びテンキー等による入力により、番号をモニターに表示又は取消しができること。

オ 広告用モニター

- ・放映時間は、各窓口の業務時間とすること。
- ・業務に支障のない音量設定とする。ただし、必要に応じて市が音量調節を行うことができること。
- ・全放映枠うち、行政情報枠を一定程度確保すること。
- ・市から提供した素材をもとに行政情報を編集し、広告と組み合わせて放映できるものとし、放映する映像は、あらかじめ市の審査を受けること。
- ・タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であること。

カ 行事案内

- ・行事案内は、データ入力が行える操作端末等、操作一式を備えること。
- ・入力データをUSB等の媒体を使わず送信できること。

キ 全ての機器についての設置台数及び機能は、協議の上、変更、追加する場合がある。